

住民課 から 消費生活相談 のお知らせ

10月5日火曜日、午前10時から午後3時まで、賀陽庁舎において、消費生活相談を行います。

悪質訪問販売や金融商品取引詐欺など消費生活に関する様々な相談を消費生活相談員がお受けします。「困ったな。」と思ったら一人で悩まず、まずは相談を。秘密は固く守られますのでお気軽にお越しくください。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスクの着用をお願いします。なお、発熱などの症状がある方や体調のすぐれない方は、参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

注1：1回の放送は400字以内です。 注2：同一内容の放送回数は、原則として4回までです。

注3：書式（フォントサイズ・間隔・行間等）を変更しないでください。